

木更津市消防団応援事業所制度実施要綱を次のように制定する。

令和8年6月1日

木更津市消防長 宗政 靖

木更津市消防本部告示第1号

木更津市消防団応援事業所制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保推進に資するため、地域ぐるみで消防団を応援する木更津市内の事業所及び店舗等（以下「応援事業所」という。）の協力により、木更津市消防団員及び同居する家族（以下「消防団員等」という。）に対して優遇措置を実施する消防団応援事業所制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(優遇措置の提供)

第2条 応援事業所は、自らの責任において、消防団員等に対し任意に定めた商品等の提供、割引その他のサービス（以下「優遇措置」という。）を行うものとする。ただし、この場合において、応援事業所は優遇措置を受けることができる者を消防団員のみ限定することができるものとする。

(応援事業所)

第3条 応援事業所は、次に掲げる要件に適合する事業所であって、第5条の規定により登録された事業所をいう。

- (1) 消防団員等に前条の規定により、具体的な優遇措置を継続して行うなど、様々な支援で消防団を応援すること。
- (2) 宗教活動及び政治活動に関係していないこと。
- (3) 木更津市暴力団排除条例（平成24年3月24日条例第5号）第2条に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(市の責務)

第4条 木更津市は、この制度の趣旨を踏まえ、応援事業所の確保及び制度の周知に努めるとともに、消防団員の確保並びに地域防災力の向上に資する施策を推進するものとする。

(申請)

第5条 応援事業所の登録を希望する事業者（法人でない団体で代表者又は管理人等の定めがあるものを含む。以下同じ。）は、木更津市消防団応援事業所登録申請書（別記第1号様式）に

より消防長に申請するものとする。

(登録)

第6条 消防長は、前条の規定による申請があった場合は、応援事業所として事業所を登録するものとする。ただし、消防長は、事業者又は事業所に重大な消防法令違反がある等、応援事業所として事業所を登録することが適当でないとする場合は、その理由を事業者及び事業所に対して説明し、応援事業所の登録はしないものとする。

(登録証及び表示証)

第7条 消防長は、応援事業所の登録を行った場合は、木更津市消防団応援事業所登録証(別記第2号様式)(以下「登録証」という。)及び木更津市消防団応援事業所表示証(別記第3号様式)(以下「表示証」という。)を事業所に交付するものとする。

2 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を掲示することができる。

(1) 応援事業所内の見やすい場所

(2) 応援事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告物又はインターネット等による表示

(登録の変更、廃止)

第8条 応援事業所は、その登録を変更又は、廃止しようとする場合は、木更津市消防団応援事業所登録変更・廃止申請書(別記第4号様式)により消防長に届け出るものとする。

2 消防長は、前項の規定により変更の申請があった場合は登録を変更し、既に交付した登録証の記載内容に変更が生じる場合は、変更後の登録証を応援事業所に交付するとともに変更前の登録証を返還させるものとする。

3 消防長は、第1項の規定により廃止の申請があった場合は登録を廃止し、登録証及び表示証を返還させるものとする。

(登録の取消し)

第9条 消防長は、偽りその他不正な手段により応援事業所に登録された又は第3条各号に掲げる要件に適合しない等、応援事業所としての登録が適当でないとする事業所に対して、その登録の取消しを木更津市消防団応援事業所登録取消通知書(別記第5号様式)により通知し、速やかに登録証及び表示証を返還させるものとする。

(トラブル等への不関与)

第10条 木更津市は、応援事業所と消防団員等との間に生じたトラブル又は紛争に関し、一切

関与しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

年 月 日

木更津市消防長 宛

## 木更津市消防団応援事業所登録申請書

当事業所は、木更津市消防団応援事業所制度実施要綱第5条の規定により、木更津市消防団応援事業所としての登録を申し込み、下記のとおり木更津市消防団員及びその家族に優遇措置を提供し、木更津市消防団員を応援します。

フリガナ 事業所名称		
所在地		
代表者役職・氏名		
担当者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
営業時間	時 分～ 時 分（24時間表示）	
定休日		
全国消防団 応援の店登録	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
提供いただけるサービスの等の内容	※登録番号	

- 1 上記内容については、木更津市ホームページ等に掲載させていただきます。
- 2 E-mail または FAX での提出も可能です。確認した後、こちらから担当者様宛てに連絡します。
- 3 記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。
- 4 ※欄は記入の必要はありません。

【宛先】木更津市消防本部警防課消防団係  
住 所：木更津市潮見2-1  
電 話：0438-23-9184  
FAX：0438-23-9096  
e-mail：[sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp](mailto:sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp)

第 号

# 木更津市消防団応援事業所登録証

様

貴事業所を、木更津市消防団応援事業所制度実施要綱第6条の規定により、木更津市消防団応援事業所として登録します。

記

- 1 名称
- 2 所在地

年 月 日

木更津市消防長

別記第3号様式(第7条関係)



## 木更津市消防団応援事業所登録変更・廃止申請書

木更津市消防長 宛

所在地  
事業所名  
代表者氏名  
電話番号  
メールアドレス

木更津市消防団応援事業所制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり木更津市消防団応援事業所登録の変更・廃止を申請します。

※以下の欄は、変更する内容のみ記入してください。  
※廃止する場合には記入は不要です。なお、登録証及び表示証を返却していただきますので、申請書に添付してください。

事業所名称	
所在地	
代表者役職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
営業時間	時 分 ～ 時 分 （24時間表示）
定休日	
サービス等の内容	

届出は、Eメール、FAXでも可能です。確認した後、事務局から担当者様宛てに連絡します。

※記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。

【宛先】木更津市消防本部警防課消防団係

住 所：木更津市潮見2-1

電 話：0438-23-9184

FAX：0438-23-9096

e-mail：[sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp](mailto:sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp)

木消警第 号  
年 月 日

様

木更津市消防長

## 木更津市消防団応援事業所登録取消通知書

木更津市消防団応援事業所制度実施要綱第9条の規定により、木更津市消防団応援事業所の登録を取消しますので、速やかに木更津市消防団応援事業所登録証及び木更津市消防団応援事業所表示証を返還して下さい。

事業所名称	
所在地	
登録日	
登録番号	
登録取消事由	